



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成21年 9月18日金曜日 第2101号

◇ 目 次 ◇
告 示

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部改正..... 814
愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表..... 815

建設業者の許可の取消し..... 815
道路の供用開始（県道松山東部環状線）..... 815
開発行為に関する工事の完了（2件）..... 815
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 816

告 示

○愛媛県告示第1171号

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和38年7月愛媛県告示第514号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

平成21年 9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>（事業の実施主体）</p> <p>第1条の2 前条に規定する事業を行う者は、市町、森林組合及び森林所有者（事業の対象となる伐採木等の所有者を含む。以下同じ。）並びに森林所有者から事業の委託を受けた者（知事が適当と認めた者に限る。以下同じ。）とする。ただし、次条の表事業の種類に掲げる事業のうち、松くい虫感染源除去にあつては森林所有者及び森林所有者から事業の委託を受けた者と、樹幹注入剤による松林保全対策及び松林保全活動の補助にあつては市町及び森林組合（松林保全対策にあつては、知事が適当と認めた者に限る。）と、貸付用防除機具等の整備にあつては市町、森林整備法人、林業者等が組織する団体及びその連合会とする。</p> <p>（交付対象及び補助率）</p> <p>第2条 補助金交付の対象とする事業、基準及び補助率は次のとおりとする。ただし、森林病虫害等を駆除するため及びそのまん延を防止するための命令により防除を実施する必要がある場合は、この基準以下のものであつても対象とすることがある。</p>			<p>（事業の実施主体）</p> <p>第1条の2 前条に規定する事業を行う者は、市町、森林組合及び森林所有者（事業の対象となる伐採木等の所有者を含む。以下同じ。）並びに森林所有者から事業の委託を受けた者（知事が適当と認めた者に限る。以下同じ。）とする。ただし、次条の表事業の種類に掲げる事業のうち、松くい虫感染源除去にあつては森林所有者及び森林所有者から事業の委託を受けた者と、樹幹注入剤による松林保全対策 _____ にあつては市町及び森林組合（ _____ 知事が適当と認めた者に限る。）と、貸付用防除機具等の整備にあつては市町、森林整備法人、林業者等が組織する団体及びその連合会とする。</p> <p>（交付対象及び補助率）</p> <p>第2条 補助金交付の対象とする事業、基準及び補助率は次のとおりとする。ただし、森林病虫害等を駆除するため及びそのまん延を防止するための命令により防除を実施する必要がある場合は、この基準以下のものであつても対象とすることがある。</p>		
事業の種類	基 準	補助率	事業の種類	基 準	補助率
省略			省略		
貸付用防除機具等の整備	省略		貸付用防除機具等の整備	省略	
松林保全活動の補助	松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松等の植栽に係るボランティア活動に必要な経費を補助するもの	同			

○愛媛県告示第1172号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役

場において一般の縦覧に供する。

平成21年 9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第1173号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 18) 第 13512 号	平成 18 年 8 月 28 日	七協建設 (株)	池 田 主 税	松山市山越町423 - 4	平成 21 年 8 月 3 日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第 2680 号	平成 18 年 9 月 7 日	拓明建設 (株)	永 井 将 司	上浮穴郡久万高原町西谷 12669	平成 21 年 8 月 11 日	建築工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止 (一 部)
(般 - 18) 第 6613 号	平成 19 年 2 月 13 日	(有) 進設備	吉 野 内 勝 子	松山市姫原 3 - 6 - 15	平成 21 年 8 月 17 日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一 部)

○愛媛県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川三丁目603番72地先から 同市鴨川三丁目603番68まで	平成21年 9月18日

○愛媛県告示第1175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 9月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第28号 平成21年 9月 8日	伊予郡松前町大字上高柳字千代前126番 5	松山市久万ノ台176番地 3 サンライズ第三マンション706号 伊 藤 健 二 伊 藤 実 穂 子

○愛媛県告示第1176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 9月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第29号 平成21年 9月11日	伊予市宮下字高殿384番 7	宇和島市保手二丁目 8 番 20 号 水野ハウス 7 号 川 端 正 幸

○愛媛県告示第1177号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮ノ下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 9月18日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮ノ下地区）計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 9月24日から10月22日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁